

国内産米穀の玄米仕入数量等申告書

1 玄米仕入数量

(単位：玄米トン)

種 類	期 間	1 年間	
		<input type="checkbox"/> 直近年 (年 月 ~ 年 月)	<input type="checkbox"/> 直近 3 カ年平均 ((年 月 ~ 年 月) / 3)
水稻うるち玄米			
水稻もち玄米			
合計			

(注1) 玄米仕入数量は、「直近1年」又は「直近3カ年平均」の期間のいずれか多い数量を記載する。

(注2) 出荷業者が独自販売を行うために仕入れた数量であり、上部団体に販売委託する数量は含まない。

2 倉庫等の確保状況

- 自社所有倉庫
 借上倉庫
 保管契約締結先の倉庫

(注) 当該倉庫が以下の要件を満たしていることが確認できる書類を添付すること。

- ① 昭和 56 年6月1日に施行された新たな耐震基準を満たしていること。
② 自社所有倉庫の場合は自らが、また、借上倉庫及び保管契約締結先が倉庫業法(昭和 31 年法律第 121 号)の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者、農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)の規定に基づき保管を行う者又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)の規定に基づき保管を行う者(以下「保管業者」という。)であること。
③ 米穀の穀温を常時摂氏 15 度以下に保持することや倉庫内の相対湿度を 60 パーセントから 65 パーセントまでの範囲内に保持することを目標とするなど、当該米穀の品質保持・管理が適切に行える倉庫であること。

なお、当該倉庫が受託事業体との間で保管に係る業務実施者として、政府所有米穀を適切に保管している場合(実績を含む)は、この限りではない。

(記載要領)

※ 1及び2の□については、該当する項目に☑を付すこと(2については、複数選択可)。